

# 国内競技規則

※下線部分：変更箇所

改正	現行
<p>1 総則</p> <p>1-1 自動車競技の国際的統轄</p> <p>国際自動車連盟（以下F I Aと略称）は、自動車競技および<u>自動車Eスポーツ競技を振興し、それらを統轄するための安全でスポーツの公正さの基本原則に基づく規則を制定し、かつ、実施する権能を有し、F I A国際選手権およびF I A国際Eスポーツ選手権を組織する唯一の国際的スポーツ権能であり、また、その実施に当って生ずる紛争を裁定する最終審の国際裁定機関である。</u></p> <p>1輪、2輪および3輪の車両に関しては、国際モーターサイクリスト連盟（F I M）が、上記と同一の権能を行使することを容認するものである。</p> <p>4-19 参加申込の拒否</p> <p>組織委員会は、<u>参加申込期限日の2日後までに、または、特別規則に特に規定されていなければ、遅くとも競技開催日の5日以前までに、拒否の理由を明らかにし、その旨を申込者に通告した上で、参加申込の拒否を行うことができる。</u>この拒否の決定は最終的なものであり異議申立は認められない。</p> <p>本規則に則って参加申込が拒否されるときには、参加料は返還されなければならない。</p> <p>14-5 本規則の発効日</p> <p>本規則はF I A国際競技規則第1条8項に基づき、<u>2025年1月1日</u>より施行する。</p>	<p>1 総則</p> <p>1-1 自動車競技の国際的統轄</p> <p>国際自動車連盟（以下F I Aと略称）は、自動車競技および<u>記録の向上を助長し、また、それらを統轄するための規則を制定し、かつ、実施する権能を有する唯一の国際的権威であり、また、その実施に当って生ずる紛争を裁定する最終審の国際裁定機関である。</u></p> <p>1輪、2輪および3輪の車両に関しては、国際モーターサイクリスト連盟（F I M）が、上記と同一の権能を行使することを容認するものである。</p> <p>4-19 参加申込の拒否</p> <p>組織委員会は、<u>その理由を示すことなく参加申込の拒否を行うことができる。</u>この拒否の決定は最終的なものであり異議申立は認められない。</p> <p>本規則に則って参加申込が拒否されるときには、参加料は返還され<u>速やかに参加申込者に通知されなければならない。</u></p> <p>14-5 本規則の発効日</p> <p>本規則はF I A国際競技規則第1条8項に基づき、<u>2023年1月1日</u>より施行する。</p>